



## グリーン技術関連発明特許出願への早期審査について

(早期審査作業方案 (AEP 方案) の一部新設改正、グリーン技術関連発明特許出願に適用)

2013年12月18日作成

台湾經濟部知的財産局ウェブサイトで2013年12月16日付の法文規定関連ニュースによると、台湾のグリーン産業発展の促進のため、「特許の早期審査作業方案 (AEP 方案)」に、新しく「グリーン技術に関する発明」を早期審査の申請事由 (事由4) とする旨を追加した。これにより、グリーン技術に関する発明特許出願 (以下、「グリーン技術特願」とする) はAEP 方案を適用することが可能になる。2014年1月1日からは、事由4を以て早期審査申請の受理を開始することになる。

グリーン技術特願に対しては、出願人がAEP 方案を利用せず通常の審査を受ける場合、審査官による最初の審査意見書 (オフィスアクション) の発給期間は平均で約29ヶ月であるが、AEP の利用による早期審査を受ける場合、申請書類や証拠が完備されていれば、その早期審査の申請日から約9ヶ月以内に審査結果を出す予定となっている。

今回の早期審査作業方案 (AEP 方案) への一部改正に基づいて、発明内容がグリーン技術に該当すれば、AEP 事由4にて定義するグリーン技術分野に該当するものなので、グリーン技術に関する特許の出願人は、AEP 早期審査を申請することができる。

グリーン技術とは、一般に、①太陽エネルギー、②風力エネルギー、③バイオエネルギー、④水力エネルギー、⑤海洋エネルギー、⑥地熱エネルギー、⑦水素エネルギーと燃料電池、⑧CO<sub>2</sub>貯留、⑨廃棄物エネルギー、⑩LED照



明、⑪グリーン自動車などに関する技術を指す。要するに、明細書や特許請求の範囲に記載している発明が下記の条件に符合すれば、グリーン技術に属する発明であると認められる。

- ① 省エネ技術、新エネルギー、新エネルギー自動車などに関する技術
- ② CO<sub>2</sub>削減技術及び省エネに関する発明

グリーン技術特願に対して事由4に基づくAEP方案の早期審査を申請する場合、その申請手続きと納付手数料は、現行のAEP方案における事由3の場合と同様に、申請書や「クリーン技術に該当する声明」又は必要な証拠を提出すると共に手数料（4,000台湾元）を納付すればよい。

尚、ご不明点がございましたら、お気軽に弊所までお問い合わせください。